

博士学位論文提出要領

(2023年度秋季広域科学専攻修了予定者・課程博士用)

1. 論文提出資格

- (1) 博士後期課程に2年以上3年未満在学し、修了予定月の末日までに本研究科で定めた修業年限以上在学し、修了に必要な所要科目及び単位を修得見込みの者で、論文提出日までに授業科目10単位以上を修得している者。
- (2) 博士後期課程に3年以上在学している者で、論文提出日までに本研究科で定めた修了に必要な所要科目及び単位を修得している者。
- (3) 博士後期課程に3年以上在学し、教育課程を修了したのみで退学し、退学後3年以内の者（本学学位規則第4条第2項による）。

2. 学位論文題目届の提出

■提出期間

上記1. 論文提出資格(1)、(2)の者のうち、2023年9月22日付け（ただし、以下の者*は8月31日付け）の学位授与を希望する者は、下表の期間に提出すること。それ以外の者及び論文提出資格(3)の者は、学位論文の提出までに提出すること。

* (1) または (2) の者のうち、2018年以前の9月に入学し、学位論文題目届の提出時までに「8月修了願」を提出した者

専攻・系	提出期間
広域科学 生命環境科学系 広域システム科学系 関連基礎科学系	2023年 4月 5日(水)～ 4月11日(火)

■留意事項

- 学位論文題目届は、所定の用紙（総合文化大学院チームホームページよりダウンロード可）に指導教員の承認の押印を受けて提出すること。
- 学位記の氏名は、この題目届に記入した氏名を用いるので、**楷書**で正確に記入すること。ただし、外国人学生（漢字を氏名に使用しない者）については、ローマン・アルファベットとする。また、論文、論文の内容の要旨、履歴書及び論文目録に記載する氏名は、この題目届に記入した氏名と完全に一致させること（旧字体などパソコンで入力できないものは事前に総合文化大学院チームへ相談すること）。学位記の氏名の表記についての詳細は、下記7. 参照。
- 論文題目について、題目が日本語の場合はその英語訳を必ず書き添えること。（英語訳に括弧は不要）また題目が英文の場合は活字体で記入し、その日本語訳を（ ）書きで必ず書き添えること。

3. 論文、論文の内容の要旨及び添付書類の提出

■提出期間

上記1. 論文提出資格(1)、(2)の者のうち、2023年9月22日付け（ただし、以下の者*は8月31日付け）の学位授与を希望する者は、下表の期間に提出すること。(2)でそれを希望しない者及び論文提出資格(3)の者は、下表の期間以外でも随時提出することができる。ただし、論文提出資格(1)の者が下表の期間までに提出しない場合、学位授与日は本研究科で定めた修業年限を満たした月の翌月以降となる。

* (1) または (2) の者のうち、2018年以前の9月に入学し、学位論文題目届の提出時までに「8月修了願」を提出した者

専攻・系	提出期間
広域科学 生命環境科学系 広域システム科学系 関連基礎科学系	2023年 4月21日(金)～ 4月27日(木)

※ 必ず指導教員の承認を受けてから提出すること。

※ 論文は在学中の者のみ提出できる。休学中の者は提出できないので、事前に復学手続を行うこと。

■提出書類

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------------|
| ア) 学位論文提出届 | 1部 | … 所定の用紙 |
| イ) 論文 | 5部 (正1部、写し4部) | … 原則としてA4判 |
| ウ) 論文の内容の要旨 | 5部 (正1部、写し4部) | … A4判 |
| エ) 履歴書 | 7部 (署名したもの2部含む) | … 所定の用紙 |
| オ) 論文目録 | 7部 (署名したもの2部含む) | … 所定の用紙 |
| カ) 同意承諾書 | 6部 (正1部、写し5部) | … 共同研究者又は共著者がある場合 |

※エ)、オ)、カ)については、原本の複写可。ただし、その場合の原本は、学位申請者または共著者が学位取得後10年間保管のこと。

ただし、上記1. 論文提出資格(3)の者は、上記書類の他に学位論文題目届も提出すること。
また、論文提出資格(1)、(2)の者で、すでに提出している学位論文題目届の論文題目に変更がある場合は、論文提出の際にその旨申し出ること(学位論文題目届の再提出は不要)。

なお、ア)学位論文提出届、エ)履歴書及びオ)論文目録については、所定の用紙が総合文化大学院チームホームページからダウンロードできる。

■論文及び論文の内容の要旨作成要領

○論文

ア) 日本語及び欧文の場合は、パソコン等を使用し印刷したもの、中国語等の場合は、原稿用紙等に清書又はパソコン等を使用し印刷したものを、仮製本以上(バインダー綴不可、背表紙が糊付けされたもの)の装丁にすること。

イ) 分冊となる場合は、論文の背の部分の下部に分冊番号(「1/2」「2/2」など)を付記すること。

○論文の内容の要旨

ア) 日本文又は英文で記入し、縦長・横組とする。

イ) パソコン等を使用し、10ポイント程度の活字で印刷したものとする。ただし、複雑な数式等を含む要旨の場合は、この限りではない。

ウ) 1ページ目の上半分に標題「論文の内容の要旨」と論文題目及び氏名を記入し、下半分から内容の要旨を記載すること。

エ) 日本文の場合は4,000字以内、英文の場合は2,000語以内とし、図表、化学記号等を用いる場合は、明瞭に印刷又は複写し、全体で4ページ以内となるように作成すること。

4. 提出場所 教務課総合文化大学院チーム

5. 受付時間 10:00~12:30 / 13:30~16:00 (時間厳守)

受付時間を過ぎたもの、書類等が不備なものについては、特段の理由がない限り受理しない。

(注) ここで言う「特段の理由」とは、不慮の事故や災害、法律で指定された感染症等の急な発症など、通常予測不可能であり、かつ本人に責を帰すべき事由のいっさい存在しない場合に限られる。

プリンターの故障や不具合、通常予想できる範囲の交通機関の遅れ、重篤でない病気などは該当しない。なお、「特段の理由」に該当すると思われる場合は、その事実を証明する文書を添付して指導教員に申し出ること。

6. 学位授与後の提出物等

提出方法等の詳細は、「学位申請者(課程博士)のための手引き」の「学位取得後の提出物について」を参照すること。

ア) 博士論文の電子データ

博士論文の提出については、下記「博士論文の公表方法について」を確認すること。

イ) 「論文の内容の要旨」・・・・・・2部

ウ) 「論文の内容の要旨」の電子データ

7. その他

○授業料未納の者は、修了することはできないので、注意すること。

○「学位申請者（課程博士）のための手引き」の配付時期・方法について

「学位申請者（課程博士）のための手引き（論文の表紙等の作成例、履歴書、論文目録等の記入例、学位取得後の提出物及び所定の用紙）」は、**2023年1月5日（木）以降**、総合文化大学院チームホームページ上に掲載及び教務課総合文化大学院チームにて配付するので、学位論文題目届提出期間の前に入手し、**余裕をもって準備**すること。

○学位記の氏名について

学位記の氏名は、学位論文題目届に記入した氏名をもとに作成するため、戸籍簿等の記載のとおり楷書で記入すること。漢字圏以外の国籍をもつ外国人学生は、ローマン・アルファベット表記となる。なお、旧姓の表記を希望する場合や外国人学生（日本国籍を持つ多重国籍者を含む）で氏名の表記について特段の事情がある場合は、規則上の制限があるので個別に総合文化大学院チームの窓口へ相談すること。

外国人学生には、学位記のほかに「学位記の英文による証明状」を発行する。これに表記する氏名は、学位論文題目届に記入した英字（ローマン・アルファベット）表記による氏名をもとに作成する。スペルや姓・名・ミドルネームの順番等も記入したとおりの氏名で作成するため、特に、パスポート等に記載されている氏名と同じ表記を希望する場合は、留意すること。ただし、氏名は全て大文字で表記される。

英字表記による氏名を学位論文題目届に記入する際は、パソコンで入力すること。

《提出書類作成上の注意》

○すべての書類で氏名の表記（スペースの有無も含む）を統一すること。

○すべての書類で題目の表記を統一すること。（記号、スペース、和文英文併記か否か等）

○論文目録、履歴書の複写は署名した原本をコピーすること。

○本要領、及び「学位申請者（課程博士）のための手引き」をよく読み、自身でもよく確認すること。

博士論文の公表方法について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年4月1日から施行され、学位取得者の博士論文の全文の公表は、学位を取得した大学の協力を得て、インターネットの利用により公表することに改正されました。

東京大学では、法令改正に伴うインターネット公表については、大学の研究成果を電子的な形態により学内外に公開することを目的とした「東京大学学術機関リポジトリ」に登録することにより実施いたします。

（※東京大学学術機関リポジトリの概要については、別紙参照。）

この機関リポジトリに登録するためには、主に次の2点を用意する必要があります。

- ・ 博士論文の全文（最終版）に関する電子データ（PDFファイル）
- ・ 機関リポジトリに登録するための許諾書

（※PDFファイルの作成及び東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件については、別紙参照。）

許諾書の提出にあたっては、利用許諾要件を了解していることが前提になるなど、一定の条件がありますので、関係書類については、あらかじめご確認くださるようお願いいたします。

※ なお、上記のほか、本学が認める「やむを得ない事由」により機関リポジトリに博士論文の全文を公表できない（要約を公表する）場合の電子データ（PDFファイル）の提出方法、あるいは、従来から実施している国立国会図書館等への論文の納付に関する対応などについては、課程博士、論文博士の別及びインターネット公表の方法の別などにより、学位取得者が提出しなければならない書類等が異なることとなりますので、関係書類を十分にご確認のうえ、必要な書類等を提出くださるようお願いいたします。